

浜田市結婚新生活応援金支給要綱

(目的)

第1条 この告示は、本市において婚姻をした夫婦に対し、結婚新生活応援金（以下「応援金」という。）を支給することにより、少子化対策及び定住対策の推進を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 応援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和3年1月1日以後に婚姻の届出をした夫婦のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 婚姻の届出をした日（以下「届出日」という。）において、夫婦の双方又は一方が本市の住民基本台帳に記録されている夫婦
- (2) 第4条に規定する支給申請をする日（以下「申請日」という。）において、夫婦の双方が本市の住民基本台帳に記録されている夫婦
- (3) 申請日から継続して5年以上、夫婦の双方が本市に定住する見込みがある夫婦

2 前項の規定にかかわらず、夫婦の双方又は一方が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給対象者としなない。

- (1) この告示に基づく応援金、浜田市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和3年浜田市告示第67号）に基づく補助金又は他の同種の補助金等の交付を受ける場合
- (2) 市税を滞納している場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である場合

(応援金の額)

第3条 応援金の額は、1支給対象者につき10万円とする。

(支給申請等)

第4条 応援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浜田市結婚新生活応援金支給申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、届出日から1年を経過する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本等の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(支給決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、支給の可否を決定し、浜田市結婚新生活応援金支給決定（却下）通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し等)

第6条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により応援金の支給決定を受け、又は応援金の支給を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は応援金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月16日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条の規定により支給決定がなされた応援金については、同日後も、なおその効力を有する。

(令和7年度における応援金の支給に係る支給申請等の特例)

3 令和7年度における応援金の支給に係る支給申請等については、第4条中「届出日から1年を経過する日」とあるのは、「令和8年3月31日」と読み替えて同条の規定を適用する。